

Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名		記 載 要 領
①	当初提出分・再提出分	当初提出分又は再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください。 e-Taxソフトにより提出される場合は、いずれかに該当するもののラジオボタンをクリックしてください。
②	整理番号	P(7)～P(9)を参照し、法人の整理番号を転記してください。 e-Taxソフトにより提出される場合は不要です。
③	提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください。
④	事業種目 (P(10)～P(12)の表を参照)	その連結事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください。 e-Taxソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください。
⑤	業種番号 (P(10)～P(12)の表を参照)	【書面での申告】 P(7)を参考に送付される連結確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照して転記してください。 なお、印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。 【e-Taxでの申告】 e-Taxソフトをご利用されている場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。
⑥	期末現在の資本金の額 又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください。 e-Taxにより提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください。
⑦	連結所得金額又は連結 欠損金額	連結所得金額又は連結欠損金額を円単位で記載又は入力してください。
⑧	租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください。
⑨	区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください。
⑩	適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください。

2 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税申告書に同封された「連結確定申告について」を参照してください。

（連結確定申告について）

別表一の二(一)連結申告用

所 属 番 号	06	業 種 目	3500	支 店 番 号	00	表 示 等	*
連結グループ整理番号							
0 0 1 2 3 3 3							

上記の番号は、貴連結法人（連結グループ）の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

東京都千代田区大手町1-1-1
株式会社 国税商事
代表取締役 国税太郎

平成 25 年 05 月 01 日
平成 26 年 04 月 30 日

連結

税 務 署 長

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延長

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。
【注意】
印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（適用額明細書）

F B 4 0 6 0

様式第二

平成26年6月30日

自平成 2 5 年 0 5 月 0 1 日
至平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

麹町 税務署長殿

取受印

① 連結事業年度分の適用額明細書
① (当初提出分) 再提出分)

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 連結グループ整理番号	0 0 1 2 3 3 3	⑤ 業種番号	3 5
	電話(03) 3313 - 3313	③ 連結親法人整理番号	0 0 4 5 6 7 8 9		
(フリガナ)	カクシカイヤ コゼイショウ	④ 提出枚数	1 枚	うち	1 枚目
連結親法人名	株式会社 国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	⑥ 1 5 0 0 0 0 0 0	提出年月日	平成 年 月 日		
連結所得金額又は連結欠損金額	⑦ 1 0 0 0 0 0 0 0				

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
		十億 百万 千 円
⑧ 平成26年旧措置法第68条の9第9項第1号	⑨ 1 0 0 1 0	⑩ 1 0 0 0 0 0

この用紙はとじこまないでください

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所(OCR入力用)の用紙は機械で読み取ります。折った

【書面で提出する場合】（前年の申告をe-Taxで提出した法人）

e-Taxで申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を参照して記載してください。

また、業種番号について、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

別表一の二 (一) 連結申告用

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXX
 整理番号 **00456789**

東京都千代田区大手町1-1-1

株式会社 国税商事

代表取締役 国税太郎 殿

麴町 税務署長

平成25年05月01日
 平成26年04月30日

連結事業年度分の連結確定申告について

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延

（適用額明細書）

F B 4 0 6 0

様式第二

平成26年6月30日

自平成 **25** 年 **05** 月 **01** 日
 至平成 **26** 年 **04** 月 **30** 日

麴町 税務署長殿

① 連結事業年度分の適用額明細書
 (当初提出分・再提出分)

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1
 電話(03) 3313 - 3313

② 連結グループ整理番号 0012333
 ③ 連結親法人整理番号 **00456789**

(フリガナ) カ'ンガ'イヤ コケ'イヨウ'

④ 提出枚数 **1** 枚 うち **1** 枚目

⑤ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 **35**

⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 15000000
 ⑦ 連結所得金額又は連結欠損金額 10000000

⑧ 租税特別措置法の条項 区分番号 適用額

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
平成26年旧措置法 第68条の9第9項第1号	10010	1000000

⑨ ⑩

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のOCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折つ

この用紙はとじこまないでください

P(10)～P(12)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Taxで提出する場合】

e-Taxで適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を参照して入力してください。

また、業種番号について、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

別表一の二 (一) 連結申告用

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 整理番号 **00456789**

東京都千代田区大手町1-1-1

株式会社 国税商事

代表取締役 国税太郎 殿

麹町 税務署長

平成25年05月01日
 平成26年04月30日

連結事業年度分の連結確定申告について

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延

(適用額明細書)

様式第二

平成 26 年 6 月 30 日
 麹町 税務署長殿

自 平成 25 年 5 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書
 至 平成 26 年 4 月 30 日 (当初提出分 ・ 再提出分)

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	連結グループ整理番号	0012333
	電話(03) 3313-33	連結親法人整理番号	00456789
(フリガナ)	キョウシキカイシャ コウゼイショウジ	提出枚数	1枚 うち 1枚目
法人名	株式会社 国税商事	事業種目	衣料品卸売業 35
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	15,000,000	提出年月日	年 月 日
所得金額又は 欠損金額	10,000,000	※税務署処理欄	

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
平成26年旧措置法 第68条の9 第9項第1号	10010	100,000 円

P(10)～P(12)を参照して、該当する業種番号を入力してください。
 ※ e-Taxソフトをご利用の方につきましては、P(10)～P(12)の表を帳票ヘルプからもご確認いただけます。

【事業種目・業種番号一覧表】

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号				
食料品製造業	01	金属製品製造業	20	水産食料品	被覆、彫刻、その他の金属表面処理		
				調味料	くぎ、ボルト、ナット、線材製品		
				精穀、製粉	その他の金属製品		
				砂糖			
		機械製造業	21	菓子	金属加工機械		
				パン類	繊維機械		
				清涼飲料	農業用機械		
				酒類	建設機械		
製糸、紡績、ねん糸業	02	産業用電気機械器具製造業	22	畜産食料品	産業用機械		
				その他の食料品	事務用・サービス用・民生用機械器具		
織物業	03	民生用電気機械器具電球製造業	23	ねん糸	その他の機械		
				綿・スフ織物	電子機器		
		絹・人絹織物	通信機械器具製造業	24	毛織物	産業用電気機械器具	
		その他の織物			電子機器		
ニット製造業	04	通信機械器具製造業	24	ニット	通信機械器具		
染色整理業	05	輸送用機械器具製造業	25	染色整理	自動車・同付属品		
その他の繊維工業	06			鉄道車両			
衣服、その他の繊維製品製造業	07	理化学機械器具等製造業	26	男子服、作業服、学校服	自転車・オートバイ		
				婦人、子供服	船舶		
				ワイシャツ、下着	その他の輸送用機械器具		
				帽子、毛皮製衣服、その他の衣服	計量器、医療器械、理化学機械等		
その他の繊維製品		光学機械器具等製造業	27	その他の繊維製品	光学機械器具、レンズ、眼鏡		
木材、木製品製造業	08	時計・同部品製造業	28	製材	時計・同部品		
				木製容器			
家具、装備品製造業	09	その他の製造業	29	その他の木製品	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品		
				家具	事務用品		
建具	貴金属製品						
その他の家具・装備品	楽器、レコード						
パルプ、紙、紙製品製造業	10			装身具、装飾品	31	パルプ、紙	米穀類
				紙製容器		野菜、果物	
				その他のパルプ・紙製品		食肉	
新聞、出版、印刷業	11			印刷	32	生鮮魚介そう	酒類
		製版、製本、その他の印刷物加工	乾物				
			菓子、パン類				
化学工業	12	飲食料品卸売業	33	化学肥料	その他の飲食料品		
				有機化学工業製品	生糸、繭、原糸、繊維品		
				化学繊維	呉服、太物		
				油脂加工品、石けん、塗料等	その他の織物		
				医薬品	洋服類		
その他の化学工業		寝具類					
石油製品製造業	13	繊維品卸売業	32	石油精製	靴、履物		
				その他の石油製品	かばん、袋物		
石炭製品製造業	14	下着類	33	石炭製品	小間物		
ゴム製品製造業	15	洋品雑貨、その他の繊維品		木材、竹材			
皮革・同製品製造業	16	セメント		皮革製品			
窯業、土石製品製造業	17	建築材料卸売業	33	ガラス・同製品	セメント		
				セメント・同製品			
				建設用粘土製品、耐火物			
				陶磁器・同関連製品			
				その他の窯業・土石製品			
鉄鋼業	18	建築材料卸売業	33	鉄鋼			
				銑鉄鑄物			
非鉄金属製造業	19	建築材料卸売業	33	非鉄金属			
金属製品製造業	20	建築材料卸売業	33	構築用金属製品			
				金属打抜き・プレス加工			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号	
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45	
	その他の建築材料			化粧品		
家具、建具、じゅう 器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46	
	荒物			各種商品小売		
	陶磁器・ガラス器 その他のじゅう器		趣味、娯楽用品等 小売業	スポーツ用品	47	
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	がん具、娯楽用品				
機械器具卸売業	化粧品	36	その他の小売業	楽器、レコード	49	
	一般機械器具			貴金属製品、宝石		
	自動車・同部品			その他の趣味・娯楽用品等		
	輸送用機械器具			燃料		
	精密機械器具			書籍、雑誌		
鉱物、金属材料 卸売業	電気・通信機械器具	37	その他の小売業	文房具、紙	51	
	石炭			中古品		
	石油			農機具		
	鉱物			写真機、写真材料		
貿易業	鉄鋼	38	総合建設業	時計、眼鏡	52	
	非鉄金属			自動車、自転車		
	貿易			土産物		
その他の卸売業	輸出	39	職別建設業	その他の小売	61	
	輸入			一般土木建築工事		
	紙、紙製品			土木工事		
	再生資源			建築工事		
	家庭用金物			木造建築工事		
	建築用金物			職別土木建築工事		
	薪炭類			電気・通信工事		
	肥料			管工事		
	文房具			その他の設備工事		
	がん具、娯楽用品			鉄道業		鉄道
貴金属製品、宝石	道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス				
その他の卸売	道路貨物運送業	ハイヤー、タクシー				
飲食料品小売業	各種食料品	41	道路貨物運送業	貨物自動車	63	
	酒			その他の道路貨物運送		
	食肉			水運業		水運
	鮮魚			倉庫業		倉庫
	野菜、果物			放送・電信・電話 業		放送
	菓子、パン類			電気供給業		電信・電話
	米穀類			電気供給業		電気供給
	料理品			ガス・熱供給業		ガス・熱供給
	その他飲食料品			その他の運輸、運 輸附带サービス、 水道業		航空運輸
	織物小売業			呉服		42
洋服地		水道				
衣服、身の回り品 小売業	寝具類	43	対個人サービス業	洗濯	72	
	男子既製服			洗い張り、染物		
	男子注文服			写真		
	婦人・子供服			理髪		
	靴			美容		
	履物			浴場		
	洋品雑貨			ソーブランド		
	小間物			駐車場		
	その他の衣服・身の回り品			保育所、老人ホーム		
家具、建具、じゅう 器小売業	家具、建具	44	対事業所サービス業	その他の対個人サービス	73	
	金物			広告		
	荒物			物品賃貸		
	陶磁器、ガラス器			情報サービス、興信所		
	家庭用電気機械器具			その他の対事業所サービス		
その他のじゅう器	映画業	映画館				
			映画サービス			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74	農林業	農業	81
	ゴルフ場			林業	
	運動施設		漁業、水産養殖業	漁業	82
	その他の娯楽		金属鉱業		83
その他のサービス業	土木建築サービス	75	石炭鉱業		84
	医療保健		原油・天然ガス鉱業		85
	医療関連サービス		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	廃棄物処理			その他の非金属鉱業	
	その他のサービス		銀行・信託業	銀行	87
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77		信用金庫	
	電気機械修理		信用組合		
	その他の修理		農業協同組合		
料理・飲食店業	料亭	78	銀行・信託業	漁業協同組合	87
	日本料理			その他の銀行・信託	
	大衆酒場、小料理			質屋	
	外国料理		貸金		
	すし		その他の金融		
	そば、うどん		証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	バー		保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	キャバレー				
	喫茶		不動産業	建売、土地売買	91
その他の飲食	不動産代理仲介				
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79	その他の産業	教育	99
	ラブホテル、モーテル			分類不能	
	ホテル、普通旅館				
	その他の旅館				

3 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

(適用額明細書)

様式第二 F B 4 0 6 0

平成26年6月30日 自平成 25 年 05 月 01 日 至平成 26 年 04 月 30 日 ① (当初提出分・再提出分)

取受印 齋町 税務署長殿

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1 電話(03)3313-3313 ②

(フリガナ) カシカイヤ コケイイソカン

連結親法人名 株式会社 国税商事 ③

提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35

提出年月日 平成 年 月 日

⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 150,000,000 円

⑦ 連結所得金額又は連結欠損金額 100,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成26年旧措置法第68条の11第2項第	⑨ 10042	⑩ 100000

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折)

この用紙はとじこまないでください

※ 「平成26年旧措置法」を適用する場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に「平成26年旧措置法」と記載してください。

(別表様式)

別表六の二(九) 39欄、43欄及び51欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連年	結果年度	法人名	円	
各連当	1 個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	円	各連結法人における計算	円	調整前連結税額超過構成額 (1) × 110.00 + (4) × 110.00 (4)	
	2 調整前連結税額の個別帰属額 (3) × (1) / (3)				28	
	3 取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表13のうち特定生産性向上設備等以外のものを除く合計額)				調整前連結税額控除額 (2) - (1)	29
	4 税額控除限度額 (3) × 7 / 100				法人税額の特別控除額の個別帰属額 (1) + (9) + (13)	30
	5 調整前連結税額基準額 (3) × 7 / 100				連結所得の金額 (別表四の二「56の(1)」)	31
	6 個別帰属額基準額 (2) × 20 / 100				特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (特定生産性向上設備等以外の特定機械等の特産連結法人の(1)の合計)	32
生	13 調整前連結税額基準額 (4) × (1) / (3)	人	各	円	特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (特定生産性向上設備等の取得した法人の(1)の合計)	33
	34 税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (連結結法人の(1)の合計)				34	
	35 調整前連結税額 (一)の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」				35	
					調整前連結税額基準額 (3) × 20 / 100	36
					当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	37
					調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「13の(2)」)	38
					当期税額控除額の合計額 (7) - (3)	39 100,000

別表六の二(九) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

③ 「適用額」欄: 当該別表六の二(九)「39」欄の金額(円単位)

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
- (2) 記載を了した適用額明細書は、申告書にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (3) 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、全ての租税特別措置について記載してください。
- (4) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。
適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小企業者等である連結法人の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

(適用額明細書)

様式第二 FB4060

01日 連結事業年度分の適用額明細書

【よくある記載誤り①】
法人税申告書別表からの転記誤り

法人税申告書別表一(一)等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「連結所得金額又は連結欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。
※ 連結欠損金額の場合は、金額に「△」又は「-」を付してください。

【よくある記載誤り②】
区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する連結事業年度の「区分番号」を国税庁ホームページに掲載されている対象連結事業年度の「適用額明細書記載の手引」を参照し記載してください。

提出先 株式会社 国税商事

提出年月日 平成 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第68条の8第1項第1号	10369	8000000
第68条の9第6項第号	10409	1000000
第68条の第項第号		

【よくある記載誤り④】
「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除等の記載誤り

「連結所得金額又は連結欠損金額」欄が0又はマイナスの金額(連結欠損金額)である場合は、「税額控除」(例えば、第68条の9第1項等)や「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」(例えば、第68条の8第1項第1号)の措置の適用はありませんので、適用のない措置の記載は必要ありません。

【よくある記載誤り③】
適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」(区分番号:「10369」)の適用額は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が900万円である場合は、「8,000,000」円(800万円)と記載してください。

の再提出する場合には、訂正箇所のみ記載する用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。